

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

本市の各指標は、次のとおりいずれも国が定めた基準を下回っており、財政運営が健全な段階であることを示しています。

1 健全化判断比率（法第3条関係）

（単位：％）

区 分	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 率 比	将 来 負 担 率 比
諫早市の指標	—	—	6.5	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、赤字額が生じなかったことを示している。

※将来負担比率の「—」は、負担比率が生じなかったことを示している。

（国が定めた基準）

早期健全化基準	11.60	16.60	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

2 資金不足比率（法第22条関係）

（単位：％）

区 分	水 事 業 会 計	工 業 用 水 道 事 業 会 計	下 水 道 事 業 会 計
諫早市の指標	—	—	—

※資金不足比率の「—」は、資金不足額が生じなかったことを示している。

（国が定めた基準）

経営健全化基準	20.0	20.0	20.0
---------	------	------	------